

○福岡県災害対策本部規程

(平成4年10月23日)

(福岡県災害対策本部規程第1号)

改正 平成 6年 4月27日
平成 8年 7月15日
平成10年 1月14日
平成10年 9月 7日
平成12年 2月23日
平成13年 3月 9日
平成14年 4月12日
平成14年10月30日
平成15年 3月 5日
平成16年11月10日
平成19年 6月22日
平成20年 7月 7日
平成22年 6月 2日
平成25年 8月 6日
平成26年 7月25日
平成27年11月 6日
平成28年 4月19日
平成29年 4月14日
平成30年 4月13日
令和 元年12月 6日
令和 2年 3月31日
令和 3年 3月31日
令和 4年 3月31日
令和 5年 3月31日

(趣旨)

第一条 この規程は、福岡県災害対策本部条例（昭和三十七年福岡県条例第六十一号）第五條の規定に基づき、福岡県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第二条 本部は、福岡県庁内に置く。ただし、福岡県庁が被災により使用できないときは、福岡県地域防災計画の定めるところにより、次の順位により他の県の庁舎内に本部を置くものとする。

一 福岡県吉塚合同庁舎

二 福岡県福岡西総合庁舎

三 福岡県八幡総合庁舎

(副本部長及び本部員)

第三条 福岡県災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、各部の部長（福岡県水防計画に基づき水防本部が設置された場合における水防本部の水防長を含む。）、会計管理局长、企業局长、教育長、警察本部長及び総務部防災危機管理局长をもって充てる。

(本部会議及び総合指令部の設置)

第四条 本部に本部会議及び総合指令部を置く。

(本部会議)

第五条 本部会議は、災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本的事項について協議決定する。

2 本部会議は、福岡県災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

(総合指令部)

第六条 総合指令部は、本部長が主宰して重要な災害応急対策のうち緊急に処理すべき個別的事項について迅速に意思決定し、本部員又は第八条第四項の規定に定める総合指令部付各班に対処措置を指示する。

2 総合指令部は、本部長、副本部長、総務部長及び総務部防災危機管理局长をもって構成する。

(本部組織)

第七条 本部に次に掲げる部を置く。

一 総務部

二 企画・地域振興部

- 三 人づくり・県民生活部
- 四 保健医療介護部
- 五 福祉労働部
- 六 環境部
- 七 商工部
- 八 農林水産部
- 九 県土整備部
- 十 建築都市部
- 十一 会計管理部
- 十二 企業部
- 十三 教育部
- 十四 公安部

- 2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長及び副部長は、それぞれ別表第一の当該欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部に別表第二に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。
- 5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第二に掲げる課（室）長を充て、班員には班長の所属する課（室）に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事する。
- 7 公安部の班、班長及び班員については、公安部長が別に定める。

（総合指令部付各班）

第八条 総合指令部に、部付の班として、総括班及び広報班を置く。

- 2 前項に定める各班のほか、災害に機動的に対処するため、総合指令部に緊急初動班、災害対策現地情報連絡班及び災害時緊急派遣チームを置くものとする。
- 3 本部長は、前二項に定める各班のほか、必要があると認めるときは、総合指令部に災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班を置くことができる。
- 4 総務部長は、総括班、広報班、緊急初動班、災害対策情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班（以下

「総合指令部付各班」という。)の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 5 総合指令部付各班に班長及び班員を置き、総括班長及び広報班長には別表第二に掲げる課長を、班員には両班長の所属する課（総括班については、防災危機管理局）に勤務する職員をもって充て、緊急初動班、災害対策情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班の班長及び班員には本部長が指名する職員をもって充てる。
- 6 本部長は、前条第五項及び前項の規定にかかわらず、必要に応じて、総括班の班員に、前項に規定する職員のほか、当該班長の所属する課以外の課に勤務する職員を充てることができる。
- 7 班長は総務部長の命を受けて班務を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

第九条 削除

(部及び班の分掌事務)

- 第十条 部並びに第七条第四項及び第八条第一項から第三項までに定める班の分掌事務は、別表第三に定めるところによる。ただし、公安部の班の分掌事務は、公安部長が別に定める。
- 2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定める部及び班の分掌事務を臨時に変更し、部及び班に新たな事務を所掌させ、又は臨時の部及び班を置くことができる。
 - 3 本部長は、第八条第三項及び前項に定める措置を講じた場合で必要と認めるときは、その旨を各部長に通知するなど、当該事務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。

(現地災害対策本部)

- 第十条の二 福岡県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。
- 2 現地本部は、災害地に所在する県の庁舎内その他本部長が適当と認める場所に置く。
 - 3 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 4 現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）には、本部副部長及び本部班長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。
- 6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第三項及び第四項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第五項に規定する職以外の職を設けることができる。

（地方組織）

第十一条 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、県の農林事務所内に、福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を、県の保健福祉環境事務所内に保健福祉環境班を、県の保健福祉事務所に保健福祉班を、県の県土整備事務所内、港務所内及び流域下水道事務所内に県土整備建築班をそれぞれ設置することができる。

（地方本部の名称、管轄区域及び組織等）

第十二条 地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
福岡県災害対策福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 地方本部に地方本部長を置き、地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 地方本部長は、総務部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理するものとする。ただし、次項に定める農林班の事務分掌については、関係する本部の部長の命を受けて処理するものとする。

- 4 地方本部に総括班及び農林班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 班長には、地方本部長が指名する職員を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けて班務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 7 地方本部の事務分掌は、別表第四の定めるところによる。
- 8 地方本部長は、緊急を要する場合には、総括班の事務分掌を農林班の事務分掌に優先して処理しなければならない。
- 9 地方本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める班のほか臨時の班を置き、分掌事務を臨時的に変更し、又は新たな事務を所掌させることができる。
- 10 地方本部長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班の名称、管轄区域及び組織等)

第十二条の二 保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班（以下、「出先機関各班」という。）の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
筑紫保健福祉環境班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所の管轄区域
粕屋保健福祉班	福岡県粕屋保健福祉事務所の管轄区域
糸島保健福祉班	福岡県糸島保健福祉事務所の管轄区域
宗像・遠賀保健福祉環境班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域
嘉穂・鞍手保健福祉環境班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域
田川保健福祉班	福岡県田川保健福祉事務所の管轄区域
北筑後保健福祉環境班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
南筑後保健福祉環境班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
京築保健福祉環境班	福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡県土整備建築班	福岡県福岡県土整備事務所の管轄区域
久留米県土整備建築班	福岡県久留米県土整備事務所の管轄区域
南筑後県土整備建築班	福岡県南筑後県土整備事務所の管轄区域
直方県土整備建築班	福岡県直方県土整備事務所の管轄区域
京築県土整備建築班	福岡県京築県土整備事務所の管轄区域

朝倉県土整備建築班	福岡県朝倉県土整備事務所の管轄区域
八女県土整備建築班	福岡県八女県土整備事務所の管轄区域
北九州県土整備建築班	福岡県北九州県土整備事務所の管轄区域
田川県土整備建築班	福岡県田川県土整備事務所の管轄区域
飯塚県土整備建築班	福岡県飯塚県土整備事務所の管轄区域
那珂県土整備建築班	福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域
苅田港務県土整備建築班	福岡県苅田港務所の管轄区域
流域下水道県土整備建築班	福岡県流域下水道事務所の管轄区域

- 2 班長には、当該事務所の長を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 3 班長は、関係する本部の部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 4 各班の事務分掌は、別表第四に定めるところによる。

(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)

第十二条の三 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部（ただし、第四号に該当する場合には全ての地方本部）及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨特別警報が発表されたとき。
- 二 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の二十四時間雨量が二百五十ミリを超え、かつ、直近の一時間雨量が七十ミリを超えたとき。
- 三 第一号及び第二号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき。
- 四 福岡県内に震度五強以上の地震が発生したとき。
- 五 福岡県内に大津波警報が発表されたとき。
- 六 その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき。

- 2 本部長は、前項に該当する場合には、緊急初動班を設置することができる。
- 3 本部長は、必要に応じ、災害対策現地情報連絡班を設置する。

(本部、地方本部及び出先機関各班の廃止)

第十二条の四 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を廃止する。

- 一 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - 二 災害応急対策が完了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなつたと認めた場合には、緊急初動班又は災害対策現地情報連絡班を廃止する。

(配備)

第十三条 本部長は、発生した災害又は発生が予想される災害の規模に応じて、第一配備から第四配備までのうち適当な配備の規模を決定し、本部、地方本部及び出先機関各班を設置し、又は設置後において当該配備の規模を変更する。

- 2 本部長は、配備の規模を決定し、又は変更したときは、直ちに各部長及び地方本部長並びに出先機関各班の班長に当該配備の規模を指示する。
- 3 本部長は、配備の規模によらず、災害の状況に応じて本部、地方本部、出先機関各班のうち必要な班の配備を指示することができる。

(配備要員及び連絡員)

第十四条 各班の配備要員は、総括班、広報班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班にあつては総務部長その他の班にあつては部長が、地方本部にあつては地方本部長が、出先機関各班にあつては班長が、配備の規模に応じて別表第五に定める人員を、あらかじめ指名しておかなければならない。

- 2 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合において緊急に配備すべき者を、あらかじめ定めておかなければならない。
- 3 部長は、総合指令部及び各部との緊密な連絡を保持するため、別表第六に定める連絡員を置き、常時連絡が可能な体制を確保する。
- 4 配備要員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知つたと

き又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

- 5 班長（教育部及び公安部の班を除く。）は、配備要員名簿（様式第一号）を毎年四月一日に作成しておかなければならない。
- 6 部長（教育部長及び公安部長を除く。）、地方本部長及び出先機関各班の班長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、配備後直ちに電話報告し、事後速やかに配備報告（様式第二号）により本部長あて報告するものとする。
- 7 総合指令部、各部（教育部及び公安部を除く。）、各地方本部及び出先機関各班の班長は、班に配備要員従事記録（様式第三号）を備え、配備要員の実働状況を把握するものとする。

（災害状況等の報告）

第十五条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定める所により、遅滞なく報告しなければならない。

（その他の事項）

第十六条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第十七条 災害救助法、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第十八条 削除

第十九条 この規程により処理した事項についての残務整理については、本部にあつては部長の職にあつた者、地方本部にあつては地方本部長の職にあつた者、出先機関各班にあつては班長の職にあつた者がこれに当たり、関係事績等を保管するものとする。

第二十条 削除

(警戒本部及び警戒地方本部の設置基準)

第二十一条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
 - 二 前号に該当しない場合であっても、福岡県内に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想されるとき。
 - 三 福岡県内に震度五弱の地震が発生したとき。
 - 四 福岡県内に津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、その前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認められたとき。
- 2 本部長は、前項第三号、第四号及び第五号に該当する場合には、緊急初動班を設置することができる。（前項第四号の津波注意報を除く。）

(警戒本部)

第二十二条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部防災危機管理局長を、警戒副本部長には総務部防災危機管理局防災企画課長をもって充てる。
- 3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 警戒本部に別表第七に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる課長を充て、班員には班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 5 前項に定める各班のほか、地震及び津波に係る災害に機動的に対処するため、警戒本部に緊急初動班を置き、班長及び班員には総務部防災危機管理局長が指名する職員をもって充てる。
- 6 警戒本部長は、前二項に定める班のほか、必要があると認めるときは、警戒本部に臨時の班を置くことができる。

- 7 班長（第五項に規定する緊急初動班の班長を除く。）は、別表第八に定める配備要員を、あらかじめ指名しておかなければならない。
- 8 班長は、警戒本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 9 各班の事務分掌に関して必要な事項は、別表第九に定めるところによる。

（警戒地方本部）

第二十三条 警戒地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
福岡県災害警戒福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 警戒地方本部に警戒地方本部長を置き、警戒地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 警戒地方本部長は、総務部防災危機管理局長の命を受けて、管轄区域内における被害等に関する情報の収集・伝達事務を処理するものとする。
- 4 警戒地方本部に、別表第十に掲げる班を置き、班長及び班員には警戒地方本部長の所属する農林事務所の職員の中から、警戒地方本部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 班長は、別表第十に定める配備要員を、あらかじめ指名しておかなければならない。
- 6 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合において緊急に配備すべき者を、あらかじめ定めておかなければならない。
- 7 班長は、警戒地方本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 8 警戒地方本部の事務分掌に関して必要な事項は、別表第十一の定めるところによる。

（警戒本部及び警戒地方本部の廃止）

第二十四条 本部長は、次に掲げる場合には、警戒本部及び該当する地域の警戒地方本部

を廃止する。

一 本部及び地方本部に移行したとき。

二 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。

三 災害応急対策が終了したとき。

2 本部長は、その業務の必要性がなくなつたと認めた場合には、緊急初動班を廃止する。

(福岡県災害対策本部運営要綱等への委任)

第二十五条 この規程に定めるもののほか、本部及び警戒本部の運営について必要な事項は、本部運営要綱の定めるところによる。

2 この規程及び本部運営要綱に定めるもののほか、各部、各地方本部、警戒本部及び警戒地方本部の運営について必要な事項は、当該部長、当該地方本部長、総務部防災危機管理局長及び当該警戒地方本部長がそれぞれ定める。

(福岡県災害警戒準備室)

第二十六条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、必要に応じて福岡県災害警戒準備室（以下「準備室」という。）を設置することができる。

2 準備室の設置基準等については、本部運営要綱の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第七条関係）

部名	部長	副部長
総務部	総務部長	総務部次長 防災危機管理局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 市町村振興局長 空港対策局長 国際局長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長 私学振興・青少年育成局長 スポーツ局長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医監
福祉労働部	福祉労働部長	福祉労働部次長 労働局長 人権・同和対策局長
環境部	環境部長	環境部次長
商工部	商工部長	商工部次長 観光局長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長 水産局長
県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長 水資源対策長
建築都市部	建築都市部長	建築都市部次長
会計管理部	会計管理局長	会計管理局会計課長
企業部	企業局長	企業局管理課長
教育部	教育長	副教育長
公安部	警察本部長	警備部長

注 副部長が二人以上ある部において、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名する者が部長の職務を代理する。

別表第二（第七条、第八条関係）

名称	班名		班長
総合司令部	総括班		防災企画課長
	広報班		県民情報広報課長
総務部	秘書班		秘書室長
	行政経営企画班		行政経営企画課長
	人事班		人事課長
	財政班		財政課長
	税務班		税務課長
	財産活用班		財産活用課長
	総務事務厚生班		総務事務厚生課長
企画・地域振興部	総合政策班		総合政策課長
	情報政策班		情報政策課長
	調査統計班		調査統計課長
	交通政策班		交通政策課長
	市町村振興局	政策支援班	政策支援課長
		行財政支援班	行財政支援課長
	空港対策局	空港政策班	空港政策課長
		空港事業班	空港事業課長
	国際局	国際政策班	国際政策課長
		地域班	地域課長
	東京連絡班		東京事務所長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班		社会活動推進課長
	文化振興班		文化振興課長
	男女共同参画推進班		男女共同参画推進課長
	生活安全班		生活安全課長
	私学振興・青少年育成局	政策班	政策課長
		私学振興班	私学振興課長
	スポーツ局	青少年育成班	青少年育成課長
		スポーツ企画班	スポーツ企画課長

		スポーツ振興班	スポーツ推進課長	
保健医療介護部	保健医療介護総務班		保健医療介護総務課長	
	健康増進班		健康増進課長	
	がん感染症疾病対策班		がん感染症疾病対策課長	
	生活衛生班		生活衛生課長	
	医療指導班		医療指導課長	
	薬務班		薬務課長	
	医療保険班		医療保険課長	
	高齢者地域包括ケア推進班		高齢者地域包括ケア推進課長	
	介護保険班		介護保険課長	
福祉労働部	福祉総務班		福祉総務課長	
	こども未来班		こども未来課長	
	子育て支援班		子育て支援課長	
	こども福祉班		こども福祉課長	
	障がい福祉班		障がい福祉課長	
	保護・援護班		保護・援護課長	
	労働局	労働政策班		労働政策課長
		新雇用開発班		新雇用開発課長
		職業能力開発班		職業能力開発課長
	人権・同和对策局	調整班		調整課長
環境部	環境政策班		環境政策課長	
	環境保全班		環境保全課長	
	循環型社会推進班		循環型社会推進課長	
	廃棄物対策班		廃棄物対策課長	
	監視指導班		監視指導課長	
	自然環境班		自然環境課長	
商工部	商工政策班		商工政策課長	
	中小企業振興班		中小企業振興課長	

	新事業支援班	新事業支援課長
	中小企業技術振興班	中小企業技術振興課長
	新産業振興班	新産業振興課長
	自動車・水素産業振興班	自動車・水素産業振興課長
	工業保安班	工業保安課長
	企業立地班	企業立地課長
	観光局	観光政策班 観光政策課長
		観光振興班 観光振興課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長
	農山漁村振興班	農山漁村振興課長
	食の安全・地産地消班	食の安全・地産地消課長
	団体指導班	団体指導課長
	輸出促進班	輸出促進課長
	福岡の食販売促進班	福岡の食販売促進課長
	園芸振興班	園芸振興課長
	水田農業振興班	水田農業振興課長
	経営技術支援班	経営技術支援課長
	畜産班	畜産課長
	農村森林整備班	農村森林整備課長
	林業振興班	林業振興課長
	水産局	漁業管理班 漁業管理課長
		水産振興班 水産振興課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長
	企画班	企画課長
	用地班	用地課長
	道路維持班	道路維持課長
	道路建設班	道路建設課長
	河川管理班	河川管理課長
	河川整備班	河川整備課長
	港湾班	港湾課長

	砂防班	砂防課長
	水資源対策班	水資源対策課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長
	都市計画班	都市計画課長
	建築指導班	建築指導課長
	公園街路班	公園街路課長
	下水道班	下水道課長
	住宅計画班	住宅計画課長
	県営住宅班	県営住宅課長
	営繕設備班	営繕設備課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務企画班	総務企画課長
	財務班	財務課長
	教職員班	教職員課長
	施設班	施設課長
	文化財保護班	文化財保護課長
	高校教育班	高校教育課長
	義務教育班	義務教育課長
	特別支援教育班	特別支援教育課長
	人権・同和教育班	人権・同和教育課長
	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長
	社会教育班	社会教育課長

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第三（第十条関係）

名称	班名	分掌事務
総合指令部	総括班	一 本部会議に関すること。 二 各部及び地方本部との連絡調整に関すること。 三 本部の庶務に関すること。

	<p>四 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に関すること。</p> <p>五 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関すること。</p> <p>六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく諸対策に関すること。</p> <p>七 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること。</p> <p>八 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に関すること。</p> <p>九 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に関すること。</p> <p>十 政府、国会、その他関係機関に対する要望書陳情書等の作成に関すること。</p> <p>十一 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に関すること。</p> <p>十二 災害時における通信の確保に関すること。</p> <p>十三 気象・水象情報の収集、伝達に関すること。</p> <p>十四 被害情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>十五 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関すること。</p> <p>十六 災害資料の作成及び災害記録に関すること。</p> <p>十七 市町村、消防機関の動員等についての指示に関すること。</p>
--	--

	<p>十八 災害時における危険物の取扱いに関すること。</p> <p>十九 県防災行政無線の運用管理に関すること。</p> <p>二十 災害用諸物資の輸送に関すること。</p> <p>二十一 他部の所管に属さないこと。</p>
広報班	<p>一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。</p> <p>二 広報車の現地派遣に関すること。</p> <p>三 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。</p>
緊急初動班	<p>一 本部又は警戒本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること。</p> <p>二 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること。</p> <p>三 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。</p>
災害対策現地情報連絡班	<p>一 本部設置後における災害情報の収集等に関すること。</p> <p>二 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。</p>
災害時緊急派遣チーム	<p>一 本部設置後における災害応急対策の支援等に関すること。</p> <p>二 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。</p>
災害情報センター	<p>一 県民に対する各種情報の提供に関すること。</p>
災害ボランティア班	<p>一 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>二 災害ボランティア活動を行う団体等との</p>

		連絡調整に関すること。
	被災者支援チーム	一 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関すること。
総務部	秘書班	一 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	行政経営企画班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。
	人事班	一 職員の動員に関すること。 二 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱い等に関すること。
	財政班	一 災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関すること。 二 県議会との連絡に関すること。
	税務班	一 災害による県税の猶予及び減免に関すること。
	財産活用班	一 本部の設営に関すること。 二 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関すること。 三 庁用自動車の配車に関すること。 四 公用財産の応急貸与に関すること。 五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。
	総務事務厚生班	一 職員の健康管理に関すること。 二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物品の購入・検収の総括に関すること。
企画・地域振興部	総合政策班	一 部内の連絡調整に関すること。

		二 大災害時における本部長の特命事項に関すること。
	情報政策班	一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。
	調査統計班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	交通政策班	一 災害時における公共交通機関の調整に関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること。
	市町村 振興局	政策支援班 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
		行財政支援班 一 罹災市町村の行財政の助言等に関すること。
	空港対 策局	空港政策班 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
		空港事業班 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	国際局	国際政策班 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
		地域班 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
	東京連絡班	一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配付に関すること。
人づくり・県民生活 部	社会活動推進班	一 部内の連絡調整に関すること。
	文化振興班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。

		二 部内各班の応援に関する事。
	男女共同参画推進班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	生活安全班	一 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関する事。
	私学振興・青少年育成局	一 公立大学法人の災害対策指導及び災害復旧に関する事。
	私学振興班	一 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関する事。
	青少年育成班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	スポーツ局	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	スポーツ企画班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	スポーツ振興班	一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
保健医療介護部	保健医療介護総務班	一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。
	健康増進班	一 被災者の健康管理に関する事。 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院患者の応急救護及び援助に関する事。 三 被災者及び給食施設の栄養指導に関する事。
	がん感染症疾病対策班	一 災害時の防疫に関する事。 二 防疫資材の準備に関する事。 三 感染症法に基づく勧告入院患者及び措置

	入院患者の応援救護及び援助に関すること。
生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における食品衛生に関すること。 二 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。 三 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設の管理に関すること。 四 被災した愛護動物の救護及び逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 五 火葬場の施設の管理に関すること。
医療指導班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における医療及び助産に関すること。 二 救護班の編成及び派遣に関すること。 三 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 四 被災者の応急救護に関すること。 五 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。
薬務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。 二 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。
医療保険班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
高齢者地域包括ケア推進班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
介護保険班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関すること。 二 介護老人保健施設及び老人福祉施設の災害応急復旧に関すること。

福祉労働部	福祉総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 三 災害救助法の適用に関する事。 四 災害救助の市町村指導に関する事。 五 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 六 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関する事。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 八 その他災害救助法に関する事。 九 公用令書の発行に関する事。 十 義援金品の出納及び保管に関する事。 十一 社会福祉施設の災害応急復旧に関する事。 十二 被害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量把握に関する事。 十三 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関する事。
	こども未来班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	子育て支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設）、届出保育施設の災害応急復旧に関する事。
	こども福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設以外）の災害応急復旧に関する事。

	障がい福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。 二 障がい福祉施設の災害応急復旧に関する事。
	保護・援護班	<ul style="list-style-type: none"> 一 罹災者の生活保護に関する事。 二 罹災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関する事。
労働局	労働政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	新雇用開発班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	職業能力開発班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
人権・同和対策局	調整班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関する事。
環境部	環境政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。
	環境保全班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における公害対策に関する事。
	循環型社会推進班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害地の環境衛生の整備に関する事。 二 災害時の廃棄物処理の指導に関する事。
	監視指導班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。
	自然環境班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害地の自然公園施設に関する事。
商工部	商工政策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。

		<p>二 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関する事。</p> <p>三 応急措置を実施するための救助用物資等の保管命令又は収用命令に関する事。</p>	
	中小企業振興班	<p>一 商店街関係の災害応急対策に関する事。</p> <p>二 罹災に伴う中小企業者の金融に関する事。</p> <p>三 罹災中小企業者の経営指導に関する事。</p>	
	新事業支援班	<p>一 貿易関係の災害応急対策に関する事。</p>	
	中小企業技術振興班	<p>一 罹災中小企業者の復旧の技術指導に関する事。</p>	
	新産業振興班	<p>一 新産業プロジェクト関係の災害応急対策に関する事。</p>	
	自動車・水素産業振興班	<p>一 自動車産業及び水素産業関係の災害応急対策に関する事。</p>	
	工業保安班	<p>一 採石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関する事。</p>	
	企業立地班	<p>一 誘致企業の災害応急対策に関する事。</p>	
	観光局	観光政策班	<p>一 観光関係の災害応急対策に関する事。</p>
		観光振興班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。</p> <p>二 部内各班の応援に関する事。</p>
農林水産部	農林水産政策班	<p>一 部内の連絡調整に関する事。</p>	
	農山漁村振興班	<p>一 特用林産物及び生産施設の被害の実態把握に関する事。</p>	
	食の安全・地産地消班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関する事。</p> <p>二 部内各班の応援に関する事。</p>	

団体指導班	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業金融に関すること。 二 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあっせんに関すること。 三 農業共済金の早期支払に関すること 四 農業協同組合の被害対策に関すること。
輸出促進班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
福岡の食販売促進班	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
園芸振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 園芸・特用作物及び生産施設の被害の実態把握に関すること。 二 応急措置用園芸・特用作物の種苗の補給に関すること。
水田農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 一 稲、麦、大豆の被害の実態把握に関すること。 二 救助用米穀の確保及び供給に関すること。 三 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関すること。 四 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関すること。
経営技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 所管出先機関との連絡に関すること。 二 農作物の被害状況の収集に関すること。 三 農作物の技術対策に関すること。 四 農作物の病虫害防除に関すること。
畜産班	<ul style="list-style-type: none"> 一 家畜、飼料作物及び畜産施設の被害の実態把握に関すること。 二 家畜伝染病の防疫に関すること。

		<p>三 家畜飼料の補給対策に関する事。</p> <p>四 応急措置用副食物の確保に関する事。</p>
	農村森林整備班	<p>一 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び応急復旧に関する事。</p> <p>二 部所管の海岸堤防の応急復旧に関する事。</p> <p>三 冠水農地の排水に関する事。</p> <p>四 部所管の地すべり、土砂崩壊による応急復旧に関する事。</p> <p>五 林道及び山地災害に関する被害情報の収集及び応急復旧に関する事。</p>
	林業振興班	<p>一 森林・林業関係の被害情報の収集に関する事。（林道及び山地災害に関するものを除く。）</p> <p>二 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は收容命令に関する事。</p> <p>三 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関する事。</p> <p>四 災害復旧用林業用種苗の確保及びあっせんに関する事。</p>
水産局	漁業管理班	<p>一 応急処置用水産物の確保及びあっせんに関する事。</p> <p>二 応急救助用船艇のあっせんに関する事。</p> <p>三 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びにあっせんに関する事。</p> <p>四 罹災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧資金の融資に関する事。</p>
	水産振興班	<p>一 水産共同施設の応急復旧に関する事。</p> <p>二 漁港及び漁港区域内海岸の応急復旧に関する事。</p>

		<p>三 高潮対策に関すること。</p> <p>四 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関すること。</p>
県土整備部	県土整備総務班	<p>一 部内の連絡調整に関すること。</p> <p>二 応急措置についての工作班編成及び派遣に関すること。</p> <p>三 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。</p>
	企画班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p>
	用地班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p>
	道路維持班	<p>一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。</p> <p>二 道路及び橋りょうの応急復旧に関すること。</p> <p>三 通行規制の情報に関すること。</p>
	道路建設班	<p>一 道路及び橋りょうの応急復旧工事の応援に関すること。</p>
	河川管理班	<p>一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。</p> <p>二 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p>
	河川整備班	<p>一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。</p>
	港湾班	<p>一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。</p> <p>二 港湾及び海岸の災害応急復旧措置に関すること。</p>

		三 災害時における海上輸送航路の啓開に関すること。
	砂防班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。
	水資源対策班	一 総合的な水対策に関すること。 二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。 四 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。
建築都市部	建築都市総務班	一 部内の連絡調整に関すること。
	都市計画班	一 被災宅地の危険度判定に関すること。 二 都市災害の被害情報の収集及び災害対策に関すること（公園を除く）。
	建築指導班	一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 二 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。 三 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 四 被災市街地における建築制限に関すること。
	公園街路班	一 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。 二 街路の災害応急復旧措置に関すること。
	下水道班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 下水道の災害応急復旧措置に関するこ

		と。
	住宅計画班	一 災害公営住宅に関すること。
	県営住宅班	一 県営住宅の応急修理に関すること。 二 応急仮設住宅の建設に関すること。 三 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に関すること。
	営繕設備班	一 県有建物の応急修理に関すること。 二 応急仮施設の建設に関すること。 三 応急仮設住宅の建設における設備に関すること。
会計管理部	会計班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
企業部	管理班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 県営発電所の災害応急復旧措置に関すること。 三 工業用水道の災害応急復旧措置に関すること。
教育部	総務企画班	一 部内の連絡調整に関すること。 二 事務局職員の動員に関すること。 三 広報に関すること。 四 市町村支援班との連絡調整に関すること。
	財務班	一 災害復旧予算に関すること。 二 罹災者に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。
	教職員班	一 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること。 二 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること。

	三 職員の保健管理に関すること。
施設班	一 文教施設設備の災害予防に関すること。 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関する こと。 三 文教施設の災害復旧に関すること。
文化財保護班	一 文化財の保護に関すること。
高校教育班	一 県立高等学校並びに県立中高一貫教育校 (以下「県立高等学校等」という。)にお ける教職員及び生徒に対する防災知識並び に交通安全についての知識の普及に関する こと。 二 県立高等学校等における生徒の避難に関 すること。 三 県立高等学校等における応急教育の方法 に関すること。 四 県立高等学校等における生徒に対する教 科書、教材及び学用品の確保に関するこ と。
義務教育班	一 市町村立学校における教職員及び児童生 徒に対する防災知識の普及並びに交通安全 についての知識に関すること。 二 市町村立学校における児童生徒の避難に 関すること。 三 市町村立学校における応急教育の方法に 関すること。 四 市町村立学校における教科書、教材の確 保に関すること。
特別支援教育班	一 県立特別支援学校における教職員及び幼 児児童生徒に対する防災知識並びに交通安 全についての知識の普及に関すること。 二 県立特別支援学校における幼児児童生徒

	<p>の避難に関すること。</p> <p>三 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること。</p> <p>四 県立特別支援学校における幼児児童生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。</p>
人権・同和教育班	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p>
体育スポーツ健康班	<p>一 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。</p> <p>二 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。</p> <p>三 被災学校の給食の指導に関すること。</p> <p>四 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。</p> <p>五 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。</p> <p>六 体育関係諸団体との連絡に関すること。</p>
社会教育班	<p>一 社会教育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。</p> <p>二 社会教育関係諸団体との連絡に関すること。</p> <p>三 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金の緊急募集に関すること。</p>

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第四（第十二条関係）

【地方本部分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	一 総合司令部総括班が行う現地調査業務の補完及び報告に関するこ

	と。 二 総合司令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関する事。 三 総合司令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合司令部総務班への報告に関する事。 四 その他総務部長が指示した事項に関する事。
農林班	一 農林関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関する事 と 二 救助用食糧の確保及び供給に関する事。 三 総括班の応援に関する事。

【出先機関各班分掌事務】

班名	分掌事務
保健福祉環境班 保健福祉班	一 災害救助法の適用に係る調査報告に関する事。 二 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関する事。 三 災害救助法に基づく業務命令に関する事。 四 災害救助物資の調達に関する事。 五 社会福祉施設の災害応急対策に関する事。 六 義援物資の受付、出納及び保管に関する事。 七 災害救助に関する他班との連絡調整に関する事。 八 医療、助産及び埋葬に関する事。 九 食品衛生、飲料水等に関する事。 十 罹災者の栄養指導に関する事。 十一 防疫及び清掃に関する事。 十二 救護班の編成及び救護の実施に関する事。 十三 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関する事。 十四 その他保健衛生に関する事。
県土整備建築班	一 水防活動に関する事。 二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関する事。 三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関する事。

四	応急仮設住宅の建設に関すること。
五	公営住宅の応急対策及び供与に関すること。
六	応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。
七	被災建築物の応急危険度判定に関すること。
八	その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。

別表第五（第十三条、第十四条関係）

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）			
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
総合指令部	総括班	二〇	三〇	四〇	全員
	広報班	一	三	所属職員の 三分の一	全員
	緊急初動班	必要に応じて要員を配備			七〇
	災害対策現地情報連絡班	必要に応じて要員を配備			
	災害時緊急派遣チーム	必要に応じて要員を配備			
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
	小計	二一	三三		
総務部	秘書班		一	所属職員の 三分の一	全員
	行政経営企画班		一	所属職員の 三分の一	全員
	人事班		一	所属職員の 三分の一	全員
	財政班		一	所属職員の 三分の一	全員
	税務班			所属職員の 三分の一	全員
	財産活用班		三	所属職員の 三分の一	全員

	総務事務厚生班			所属職員の 三分の一	全員	
	小計		七			
企画・地域振 興部	総合政策班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	情報政策班			所属職員の 三分の一	全員	
	調査統計班			所属職員の 三分の一	全員	
	交通政策班			所属職員の 三分の一	全員	
	市町村振興局	政策支援班			所属職員の 三分の一	全員
		行財政支援班			所属職員の 三分の一	全員
	空港対策局	空港政策班			所属職員の 三分の一	全員
		空港事業班			所属職員の 三分の一	全員
	国際局	国際政策班			所属職員の 三分の一	全員
		地域班			所属職員の 三分の一	全員
		東京連絡班			所属職員の 三分の一	全員
	小計		一			
人づくり・県 民生活部	社会活動推進班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	文化振興班			所属職員の 三分の一	全員	

	男女共同参画推進班			所属職員の 三分の一	全員
	生活安全班			所属職員の 三分の一	全員
私学振興・青 少年育成局	政策班			所属職員の 三分の一	全員
	私学振興班			所属職員の 三分の一	全員
	青少年育成班			所属職員の 三分の一	全員
スポーツ局	スポーツ企画 班			所属職員の 三分の一	全員
	スポーツ振興 班			所属職員の 三分の一	全員
	小計			—	
保健医療介護 部	保健医療介護総務班			二 所属職員の 三分の一	全員
	健康増進班			一 所属職員の 三分の一	全員
	がん感染症疾病対策班			所属職員の 三分の一	全員
	生活衛生班			所属職員の 三分の一	全員
	医療指導班			一 所属職員の 三分の一	全員
	薬務班			所属職員の 三分の一	全員
	医療保険班			所属職員の 三分の一	全員
	高齢者地域包括ケア推進班			所属職員の	全員

				三分の一		
	介護保険班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	小計		五			
福祉労働部	福祉総務班	二	二	所属職員の 三分の一	全員	
	こども未来班			所属職員の 三分の一	全員	
	子育て支援班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	こども福祉班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	障がい福祉班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	保護・援護班			所属職員の 三分の一	全員	
	労働局	労働政策班			所属職員の 三分の一	全員
		新雇用開発班			所属職員の 三分の一	全員
		職業能力開発班			所属職員の 三分の一	全員
	人権・同和对策局	調整班			所属職員の 三分の一	全員
小計		二	五			
環境部	環境政策班		一	所属職員の 三分の一	全員	
	環境保全班			所属職員の 三分の一	全員	
	循環型社会推進班			所属職員の	全員	

				三分の一	
	廃棄物対策班			所属職員の 三分の一	全員
	監視指導班			所属職員の 三分の一	全員
	自然環境班			所属職員の 三分の一	全員
	小計		一		
商工部	商工政策班			一 所属職員の 三分の一	全員
	中小企業振興班			一 所属職員の 三分の一	全員
	新事業支援班			所属職員の 三分の一	全員
	中小企業技術振興班			所属職員の 三分の一	全員
	新産業振興班			所属職員の 三分の一	全員
	自動車・水素産業振興班			所属職員の 三分の一	全員
	工業保安班			一 所属職員の 三分の一	全員
	企業立地班			所属職員の 三分の一	全員
	観光局	観光政策班		所属職員の 三分の一	全員
		観光振興班		所属職員の 三分の一	全員
	小計		三		
農林水産部	農林水産政策班		二	二 所属職員の	全員

				三分の一	
	農山漁村振興班			所属職員の 三分の一	全員
	食の安全・地産地消班			所属職員の 三分の一	全員
	団体指導班			所属職員の 三分の一	全員
	輸出促進班			所属職員の 三分の一	全員
	福岡の食販売促進班			所属職員の 三分の一	全員
	園芸振興班		二	所属職員の 三分の一	全員
	水田農業振興班			所属職員の 三分の一	全員
	経営技術支援班		二	所属職員の 三分の一	全員
	畜産班			所属職員の 三分の一	全員
	農村森林整備班	二	二	所属職員の 三分の一	全員
	林業振興班		一	所属職員の 三分の一	全員
	水産局	漁業管理班		一 所属職員の 三分の一	全員
		水産振興班	一	一 所属職員の 三分の一	全員
	小計	五	一一		
県土整備部	県土整備総務班	二	二	所属職員の 三分の一	全員

	企画班		二	所属職員の 三分の一	全員
	用地班			所属職員の 三分の一	全員
	道路維持班	八	八	所属職員の 三分の一	全員
	道路建設班	一	一	所属職員の 三分の一	全員
	河川管理班	一三	一三	所属職員の 三分の一	全員
	河川整備班			三分の一	全員
	港湾班	二	二	所属職員の 三分の一	全員
	砂防班	四	四	所属職員の 三分の一	全員
	水資源対策班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計	三〇	三三		
建築都市部	建築都市総務班		二	所属職員の 三分の一	全員
	都市計画班		一	所属職員の 三分の一	全員
	建築指導班		一	所属職員の 三分の一	全員
	公園街路班		一	所属職員の 三分の一	全員
	下水道班	一	一	所属職員の 三分の一	全員
	住宅計画班		一	所属職員の 三分の一	全員
	県営住宅班		一	所属職員の	全員

				三分の一	
	営繕設備班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計	一	九		
会計管理部	会計班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計		一		
企業部	管理班		一	所属職員の 三分の一	全員
	小計		一		
合計		五九	一一一		

二 地方本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数（人）			
		第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
福岡地方本部 （福岡農林事務所内）	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
両筑地方本部 （朝倉農林事務所内）	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
	（合所ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
北九州地方本部 （八幡農林事務所内）	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
筑豊地方本部 （飯塚農林事務所内）	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
筑後地方本部 （筑後農林事務所内）	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	
京築地方本部 （行橋農林事務所内）	総括班	二	二	所属職員の	全員
	農林班	一	二	三分の一	

三 出先機関各班配備要員数

班名	配備要員定数（人）			
	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
筑紫保健福祉環境班		二	所属職員の 三分の一	全員
粕屋保健福祉班		二	所属職員の 三分の一	全員
糸島保健福祉班		二	所属職員の 三分の一	全員
宗像・遠賀保健福祉環境班		二	所属職員の 三分の一	全員
嘉穂・鞍手保健福祉環境班		二	所属職員の 三分の一	全員
田川保健福祉班		二	所属職員の 三分の一	全員
北筑後保健福祉環境班		二	所属職員の 三分の一	全員
南筑後保健福祉環境班		二	所属職員の 三分の一	全員
京築保健福祉環境班		二	所属職員の 三分の一	全員
福岡県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
福岡県土整備建築班（前原支所）	一〇	一〇	一五	全員
福岡県土整備建築班（鳴淵・猪野ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
福岡県土整備建築班（瑞梅寺ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
久留米県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
久留米県土整備建築班（藤波ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員

所)				
南筑後県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
南筑後県土整備建築班（柳川支所）	一〇	一〇	一五	全員
直方県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
直方県土整備建築班（力丸・犬鳴ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
直方県土整備建築班（福智山ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
京築県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
京築県土整備建築班（行橋支所）	一〇	一〇	一五	全員
京築県土整備建築班（伊良原ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
朝倉県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
八女県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
八女県土整備建築班（日向神ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
北九州県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
北九州県土整備建築班（宗像支所）	一〇	一〇	一五	全員
北九州県土整備建築班（ます淵ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
田川県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
田川県土整備建築班（油木ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員

田川県土整備建築班（陣屋ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
飯塚県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
那珂県土整備建築班	一〇	一五	所属職員の 三分の一	全員
那珂県土整備建築班（南畑・五ヶ山ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
那珂県土整備建築班（山神・牛頸・北谷ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
荏田港務県土整備建築班	五	五	所属職員の 三分の一	全員
流域下水道県土整備建築班	二	四	所属職員の 三分の一	全員

注

- 一 教育部及び公安部配備要員数については、部長が別に定める。
- 二 配備要員定数には、班長を含まない。
- 三 所属職員の半数の算定は端数を切り上げる。
- 四 小計及び合計には、緊急初動班を含まない。
- 五 上記定数とは別に、長期化した際の体制を必要とする場合がある。

別表第六（第十四条関係）

部名	班名	連絡員
総合指令部	広報班	県民情報広報課長
総務部	行政経営企画班	行政経営企画課長
	人事班	人事課長
	財政班	財政課長
企画・地域振興部	総合政策班	総合政策課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班	社会活動推進課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課長

福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課長
環境部	環境政策班	環境政策課長
商工部	商工政策班	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課長
会計管理部	会計班	会計課長
企業部	管理班	管理課長
教育部	総務企画班	総務企画課長
公安部	警備班	危機管理対策室長

別表第七（第二十二條関係）

班名	班長名
総括班	防災企画課長
広報班	県民情報広報課長
福祉総務班	福祉総務課長
農林水産政策班	農林水産政策課長
道路班	道路維持課長
河川班	河川管理課長
砂防班	砂防課長

別表第八（第二十二條関係）

班名	配備要員定数（人）
総括班	一〇
広報班	一
福祉総務班	二
農林水産政策班	二
道路班	一
河川班	一
砂防班	一
計	一八

注

- 一 配備要員定数には、班長を含まない。
- 二 水防本部が設置された場合には、道路班、河川班及び砂防班の配備要員は水防本部との兼務職員として配備する。

別表第九（第二十二條関係）

【警戒本部分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 一 警戒本部の会議に関する事。 二 各部及び警戒地方本部との連絡調整に関する事。 三 警戒本部の庶務に関する事。 四 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関する事。 五 災害対策基本法に基づく諸対策に関する事。 六 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事。 七 災害救助活動及び水防活動の実施推進調整に関する事。 八 警戒本部及び警戒地方本部の設置又は廃止に関する事。 九 災害時における通信の確保に関する事。 一〇 気象・水象情報の収集、伝達に関する事。 一一 被害情報の収集及び連絡に関する事。 一二 市町村、消防機関の動員等についての指示に関する事。 一三 県防災行政無線の運用管理に関する事。 一四 災害用諸物資の輸送に関する事。 一五 他部に属さない事。
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関する事。
福祉総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関する事。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 三 災害救助法の適用に関する事。 四 災害救助の市町村指導に関する事。 五 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 六 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。

	八 その他災害救助法に関すること。 九 公用令書の発行に関すること。
農林水産班	一 部内の連絡調整に関すること。
道路班	一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関すること。 二 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関すること。
河川班	一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関すること。 二 河川の被害調査及び災害応急復旧措置に関すること。
砂防班	一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関すること。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。

別表第十（第二十三条関係）

班名	配備要員定数（人）
総括班	六名（ただし、情報連絡員を置かない場合は、二名）

注

- 一 配備要員定数は、班長を含まない。

別表第十一（第二十三条関係）

（警戒地方本部分掌事務）

名称	分掌事務
警戒地方本部 総括班	一 警戒本部総括班が行う被害情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関すること。 二 警戒本部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 三 警戒本部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関すること。 四 その他警戒本部長が指示した事項に関すること。

配 備 要 員 従 事 記 録

年 月 日
 ○○部 (または○○地方本部)
 ○○班長 氏 名

氏 名	職務 の 等級	号給	月 日	勤 務 時 間	100分の125 (100分の135)			100分の150			計	備 考
					時間	単 価	金 額	時間	単 価	金 額		
						円	円		円	円		
計												

- (注) 1. 「勤務時間」の項は、正規の勤務時間外に勤務した時間を記入すること。
 なお、休憩等のため勤務を中断した場合における中断後の勤務時間は、欄を改めて記入すること。
 2. 時間外勤務手当を請求する場合の提出部数は、2部とする。